ンデム自転車の 公道走行が解禁!!



徳島県の

徳島県道路交通法施行細則の一部が改正され、徳島県内のすべての道路で、2人乗り用タンデム 自転車での走行ができるようになりました。

タンデム自転車って?

公道走行解禁のタンデム自転車は、 2人乗り用としての構造が有り、かつ、 ペダルが縦列に設けられた自転車です。



普通自転車ではありません。

タンデム自転車の特徴は?

- 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- 後ろの人はハンドル操作がいらず、視覚障害の ある方も自転車走行を楽しむことができます。
- 一般的な自転車と比べて車体が長いので、小回 りが効きにくいです。
- 2人でペダルをこぐため、速度が出やすくなり ます。

普通自転車じゃない!



普通

自転車

とは





タンデム自転車も普通自転車も【軽車 両のうちの自転車】に区分されますが、 タンデム自転車は、普通自転車の基準を 満たしていないので**【普通自転車ではな** い自転車】となります。

> ①車体の大きさ 長さ190cm以内 幅 60cm以内 であること

軽車両

馬

リヤカ-

自転車

タンデム自転車

普通自転車

タクシ-

②車体の構造

止まるよ

側車を付けていないこと

なと

- ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
- ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部が ないこと

実際に乗る際の注意点は?

走る前に<mark>練習</mark>をしよう

安全な場所で十分練習をしてから 道路を走るようにしましょう。

ヘルメットをかぶろう

ヘルメットをかぶる、手袋をする 等、安全対策をしましょう。

はーい

声掛けをしよう

発進、停止、右左折等には声 を掛け合うなど、コミュニケ ーションを取りましょう。 バランスを崩し転倒するおそ れがあります。



タンデム自転車の交通ルール

タンデム自転車は普通自転車ではないので注意が必要です 交通ルールをきちんと理解し、安全運転を心掛けましょう



通行場所

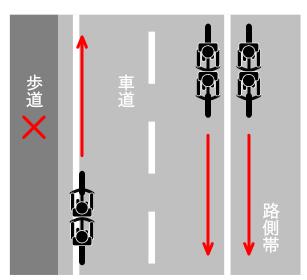
- タンデム自転車は車両です。 車道の左側を走ってください。
- 道路左側の路側帯(歩行者専用路側帯は除く) は走ることができます。
- 歩道に「自転車及び歩行者専用」標識が設置されていても走れません。

この「自転車」は 「普通自転車」のことです。



「自転車及び 歩行者専用」 標識





補助標識

自転車を除く

○ 標識に「自転車を除く」の補助標識があっても タンデム自転車は除かれません。 この「自転車」は「普通自転車」のことです。



自転車を除く



自転車を除く

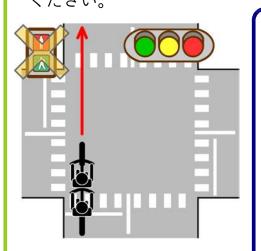


自転車を除く

など

交差点の通行方法

信号機の設置されている交差点を進行する際は 歩行者用信号機ではなく、車両用信号機に従って ください。

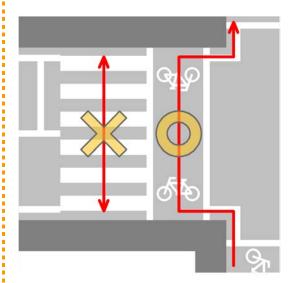


しかし…•

「歩行者自転車専用」 の歩行者用信号機 がある場合はその 歩行者用信号機に 従って下さい。



「歩行者自転車専用」の 歩行者用信号機



自転車横断帯のある交差点では、 自転車横断帯を通行してください。 横断歩道は横断できません。

タンデム自転車に限らず、自転車は<mark>車両</mark>です

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで、交通ルール・マナーを守って安全に運転しましょう